

# 平成22年度第3回定例会

## 八王子市教育委員会会議録

日	時	平成22年5月12日(水)	午前9時
場	所	教育センター	3階 第3研修室

## 第3回定例会議事日程

- 1 日 時 平成22年5月12日(水) 午前9時
- 2 場 所 教育センター 3階 第3研修室
- 3 報 告 事 項
  - ・平成22年度八王子市奨学生の決定について (教育総務課)
  - ・平成22年度学級編制の状況及び学校選択制の結果について (学事課)
  - ・「はちおうじ出前講座」について (生涯学習総務課)

### 八王子市教育委員会

#### 出席委員(5名)

委 員 長	(1番)	小田原 榮
委 員	(2番)	和田 孝
委 員	(3番)	川上 剋美
委 員	(4番)	水崎 知代
教 育 長	(5番)	石川 和昭

#### 教育委員会事務局

教 育 長 (再掲)	石川 和昭
学 校 教 育 部 長	坂倉 仁
学校教育部指導担当部長	佐島 規
教 育 総 務 課 長	穴井 由美子
学 校 教 育 部 主 幹 (企画調整担当)	平塚 裕之
施 設 整 備 課 長	萩生田 孝
学 事 課 長	海野 千細

学 校 教 育 部 主 幹	
（ 保 健 給 食 担 当 ）	松 岡 秀 俊
指 導 課 長	豊 田 学
指 導 課 統 括 指 導 主 事	
（ 教 育 施 策 担 当 ）	宮 崎 倉 太 郎
指 導 課 統 括 指 導 主 事	
（ 特 別 支 援 教 育 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当 ）	藏 重 佳 治
指 導 課 統 括 指 導 主 事	
（ 企 画 調 整 担 当 ）	所 夏 目
指 導 課 先 任 指 導 主 事	窪 宏 孝
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	榎 本 茂 保
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 参 事	
（ 図 書 館 担 当 ）	望 月 正 人
生 涯 学 習 総 務 課 長	桑 原 次 夫
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	遠 藤 辰 雄
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹	
（ ス ポ ー ツ 施 設 担 当 ）	遠 藤 幸 保
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹	
（ 国 民 体 育 大 会 開 催 準 備 担 当 ）	富 貴 澤 繁 幸
学 習 支 援 課 長	設 楽 い づ み
文 化 財 課 長	渡 辺 徳 康
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹	
（ 図 書 館 担 当 ）	中 村 照 雄
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹	
（ こ ど も 科 学 館 担 当 ）	齋 藤 和 仁
学 事 課 主 査	染 谷 勇
生 涯 学 習 総 務 課 主 査	前 田 高 明
教 育 総 務 課 主 任	佐 藤 千 栄 子

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査	後 藤 浩 之
教 育 総 務 課 副 主 査	小 林 なつ子
教 育 総 務 課 主 任	川 村 直

【午前9時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成22年度第3回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、2番、和田 孝委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

小田原委員長 それでは、日程に従いまして進行いたします。

本日は議案審議がございませんので、報告事項のみとなります。

まず、教育総務課から順次御報告を願います。

穴井教育総務課長 それでは、平成22年度八王子市奨学生の決定について御報告申し上げます。

それでは、詳細については、担当の佐藤のほうから報告いたします。

佐藤教育総務課主任 平成22年度八王子市奨学生の決定について御報告いたします。

八王子市奨学金は、高等学校等に在学し、成績良好、心身健全にして、経済的理由により就学困難な者に対して、奨学金を支給する制度です。

奨学金の支給は月額1万円で、支給期間は高等学校等の在学期間中となり、本年の2月1日から2月15日までの間で募集いたしました。

周知方法としましては、市立中学校の3年生全員に募集のお知らせチラシを配布するとともに、2月1日号の広報に募集記事を掲載し、市立中学校などにポスターを掲示しております。

お配りしてあります資料をごらんください。

1の平成22年度奨学生についてですが、119名を奨学生として決定し、127名を辞退等があった場合の補欠者としております。

選考の経緯でございますが、今年度の申請者は269名おりました。選考対象外である平均評点が3未満であった者が14名、世帯の所得が生活保護基準の2倍以下という制限を超過していた者が5名、申請資格である市内の居住期間が1年未満の者が1名、催促したにもかかわらず所得に関する書類を提出しなかった者が3名、この

23名を除いた246名が選定対象者となりました。

選定方法は、成績状況、学校所見、所得状況、家庭状況を得点化し、同じ得点の者については、成績のよい順に序列をつけまして、奨学審議会を経て、採用予定の120名を内定しました。この120名について所得の調査を行ったところ、1名の世帯の所得が申請時より多いことが判明して、順位が121位以下となったため、補欠者としております。

以上によりまして、119名の奨学生を決定いたしました。1名につきましては、補欠者から繰り上げ採用をする予定でございます。

次に、2の中途採用でございます。高等学校等に在学中で、高校進学後に経済的理由から就学が困難となった者を対象に募集をしましたところ、5名の募集に対して13名の申請がありました。選考方法は、先ほど説明したものと同様でございます。奨学生として5名を決定いたしました。

次に、裏面をごらんください。3については、申請者、決定者の所得、評定、家庭状況を表にしたもの、また、4については、縦軸に所得、横軸に成績評定を置きまして、申請者、決定者の分布がわかるようにしたものです。申請者、決定者については、ごらんのような状況となっております。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 教育総務課からの報告は終わりました。

本件について、何か御質疑、御意見ございませんか。はい、どうぞ。

水崎委員 120名内定したうちの1名が、申請よりも所得が多いことが判明したということですが、こういことというのは、その審議会にかけの前に未然に防ぐことというのはできなかったのでしょうか。

それが1つと、あと、その1名を補欠者から繰り上げ採用することなんですけれども、審議会、今度2回目特別奨学生のことで開かれると思うんですけれども、そのときにその審議会にかけて1名を決定するのでしょうか。それとも、もう補欠の順位というのが決まって、自動的にその1番目の人から繰り上げで採用されるのか、ちょっとそこを教えてください。

佐藤教育総務課主任 まず、1番目の質問なんですけれども、補欠者につきましては、前回の奨学審議会に補欠者を含めて決定しております。ですので、次回の特別奨学金のときにかけるのではなくて、繰り上げてもう決定する形になります。

最初の御質問なんですけれども、未然に防げるかどうかということなんです、以前、奨学生につきましては前々年度の所得で決定をしております、それが直近の所得を反映するという意味で、前年度の所得、前年中の所得に変更したという経緯があります。それで、できるだけ近い所得のもので決定をするために、また、所得の確認ができない状態で進めている形をとっているんですね。所得の確認をできるようになってから決定しますと、奨学金の決定が出来るということで、なるべく、奨学金という性質のもので、なるべく早く支給したいということで、現在のような方法をとっています。

穴井教育総務課長 所得の決定、調べられる状況になる時期が、八王子市の市民であれば、八王子市の住民税のほうで調べられるようになったときに調べられるんですが、決定する前は源泉徴収票をまずはつけていただきますので、基本的にはそれで間違いはないんですが、2カ所以上から所得がある人については、税のほうでその情報を確定する時期がかなり遅くなりますから、申告が終わってからになって、要は、所得税のほうで確定、一緒に情報ももらいますが、教育総務課のほうで調べられる時期が4月の下旬になりますので、その頃にならないと台帳ができていないので、そこまでちょっと間があいてしまうということなんです。

基本的には、全部源泉徴収票等を、所得の証明できるものを添付してほしいということをつけていますから、それで間違いがあるということはほとんどないというふうには思いますが、ただ、精査をするために調べると、たまに2カ所、3カ所からばらばら所得をもらっている方については、つけてないと漏れてしまうことがあります。

水崎委員 最終的に、課税証明書というのが決め手になるんですか、一番最終的なもの、源泉徴収票じゃなくて。

穴井教育総務課長 課税証明書の提出は求めてないです。要は、本人の承諾を得て、こちらのほうで調べられるということで、課税台帳のほうを調べさせていただいて、所得の最終確認をすると、その前は源泉徴収票の提出で、すべての所得について出してくださいということでお願いをして、申請者の申請を信じる形になっております。

水崎委員 はい、わかりました。

小田原委員長 そのほかはいかがですか。

和田委員 選定方法の中に、学校所見とか家庭状況の得点化という部分があるんですが、

これは、例えば学校所見などの中での文章表記になっているのでしょうか、それとも、何か項目があって、そこに得点化するような形になっていますか。

それが1点と、要するに、学校所見と家庭状況を得点化するということのその内容をちょっと教えていただきたいことと、あわせて、その学校の所見によって、かなりこの得点が変わってくるのかどうか、その辺をちょっと教えていただきたいな思っていますけど。

佐藤教育総務課主任　　まず、点数のつけ方なんですけれども、合計が100点になっております。学力が40点、これは評定が40点、学校所見が10点、所得の状況として40点、家庭状況が10点という配点になっております。ですので、学校所見のどのくらいのを占めるかといったら、10点になります。

学校所見につきましては、まず基本的に学習意欲、人物、健康というものを見ております。これにつきましては、東京都公立中学校生徒指導要録に基づき評価ということで点数化しております。あと、人物につきましても、東京都公立中学校生徒指導要録に基づき9項目、体力、健康の向上を除いたもので評価しております。健康につきましては、すぐれているとか、普通であるとか、そういう形で評価して得点化しています。

和田委員　　家庭状況はどうか。

佐藤教育総務課主任　　家庭状況につきましては、ひとり親家庭であるとか、障害者の方がいらっしゃる場合であるとか、長期療養中の方がいらっしゃる場合、もしくは両親なしの場合とか、あとは失業とかのものにつきましては所得での判断、所得でその失業者の方については所得を見ないというようなこともしております。

和田委員　　その学校所見については、先ほどのように一つの基準や項目があって、それに定められたものについて得点化しているということで、公平性が保たれているということで考えてよろしいでしょうか。

佐藤教育総務課主任　　はい。

小田原委員長　　その裏面の、今に関連すると、裏面のその3のところ、所得と家庭状況というのがあって、その間に評定というのがありますよね。この評定というのは、そうするとどういうことなんでしょうか。

穴井教育総務課長　　学力ですね。評定平均を載せています。

小田原委員長　　評定平均。それと、その得点化するその得点については、ここでは示し

ていないということですね。

穴井教育総務課長 そのとおりです。

小田原委員長 それを示してなかったのは何かあるんですか。それで決めてるわけでしょう、実は。

穴井教育総務課長 得点順に並んでいますけれども、ここでは、要は、その得点を決めるに当たってのもととなるデータを並べたので、得点では表示はしておりませんが、得点順に120人ということになります。

ですから、下の表を見ていただいて、この所得と、大体所得が40、評定が40ということになっていきますので、このバランスの中で、どんな形の方が対象になっているのかを見ていただくという表でつくってあります。

小田原委員長 そのほか意見はありますか。

水崎委員 3月30日に開かれた審議会で、選定基準とか、そのほかのことについて、もし委員の方から意見が出てれば教えていただきたいんですけども。

佐藤教育総務課主任 そうですね。出してもらったとして、この最初に言いました学校の学校所見の中でなんですけれども、健康という欄がありますが、健康というのが必ずしも必要かどうかというような話は出ています。ただ、奨学金条例の中に、健康で学習することができることという条件がありますので、これは入れてあるという話をしてあります。

穴井教育総務課長 あと、特に今回については、高校無償化の話がございましたので、それとこの奨学金制度の見直しについて各委員からお話があったように聞いています。それについては、まだこの時点では確定がされてなかったもので、その高校無償化の方向性を見ながら、確定した段階で奨学金制度自体を見直していく必要があるというようなことでお話はしてあります。

水崎委員 わかりました。実は、私もそのことを思ったんですけども、高校の無償化とか、高校の就学支援金、この制度をスタートしたことによって、この奨学金をどうしていくかという、特別奨学金も含めて、そこは今後検討する必要があるだろうなというのを思ったのが1つと、あと、今年7月31日で奨学審議会委員の任期がきて、また交代になると思うんですね。委員については、今までも検討課題になっていると思うんですけども、そこも含めて検討していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

穴井教育総務課長 その辺のところは、こちらのほうでも課題だと思っていますので、ちょっと検討させていただいて、それなりの動きもしないといけないなというふうには思っています。

それで、奨学金制度を他市においては廃止した市も1市ございましたけれども、奨学金という性質上、八王子市としては存続をしていきたいとは考えています。

小田原委員長 今に関連して、課題だと考えているとは、何が課題なんですか。

穴井教育総務課長 まず、無償化については、無償化によって、要は、例えば八王子市は所得によって順位をつけていますけれども、所得差を見ると、無償化によって今まで以上に、その生活保護を受けている方はもともと免除にはなっていたんですが、今回も免除、ほかの方も免除になります。けれども、生活保護費を受けている人は、それに加えて学習費ということでさまざまな給付も受けていますが、そのぎりぎりの世帯の人たちは逆にそれがなくなって、扶養手当がなくなるということの中では、逆転現象というか、かなり就学に負担がふえている部分もあるのかなと。

そういうところを踏まえて、八王子市の奨学というふう考えたときに、成績優秀者をどういう制度で要は学問に取り組める体制にしていくのか、その辺のところはちょっと所得だけではなくて、本当に成績優秀者というところをどういうふうに判断していくのか、または、その学校に、そうは言っても、その経済的に生活保護者とそのはざまの方たちが通えないような状況も出てきている中では、その辺をちょっと考慮した中で奨学制度というのを考えていかなきゃいけないなというふうに思っています。

小田原委員長 どうですか。

今のお話を伺って、高校無償化というのは、奨学金も要らない制度なのかっていうと、そういうことではないというふうに思うんですね。前の政権のときには何か支給金がありましたけれども、あれも似たようなもので、いろいろ言うと差しさわりがあるような話になりますけれども、この高額所得の方も低額所得の方も同じような支給になっているということは、決してその救済措置ではないわけですね。

奨学金というのは、その本来の性格があるわけですから、そういうものとは全く違うだろうというふうに思いますので、もうなくしちゃった他市があると伺いましたけれども、簡単にそういう話ではないだろうというふうに私は思いますね。

川上委員 今まで何回かのお話の中に、成績優秀者というのがありまして、奨学金の本質は何なんだろうかなって今ちょっと考えていたんですが、そのときの評定なりとい

うことで、ここは10%ということでの少ないあれではありますけれども、そこに出ている成績というものは、それまでのことだというふうに思うんで、結果だと思っ  
たんですね。ですから、成績優秀だって、もちろんそういう方たちにも奨学金という、奨  
学ということが当然のことですけれども、やむを得ず成績優秀でない状況に追いやら  
れた人への奨学ということに対しての考え方はどうしたらいいのかなって今ちょっと  
迷って、私もいろいろ考えてみていました。

ですから、奨学金といったふうに考えるときには、成績優秀者という言葉をもっと  
よくすることも当然入りますけれども、そうでない、今までの結果として成績優秀に  
なっていない状況の人に対する奨学金、意欲ということもここで出てますけど、そう  
いう非常に抽象的なことで、非常にわかりにくいなというふうに思って聞いていまし  
た。

小田原委員長 難しいところですね。その成績という言葉で、じゃ何て言うかという  
と、学業という.....

川上委員 意欲でしょうね。

小田原委員長 学業優秀なんていうような言葉が出てくるけれども、学業といったら何  
かという、それをまた得点化すると、文章表現で出てきたものを。

だから、今、佐藤さんの話を聞いてて、学習指導要録を根拠とするということなん  
で、あれを、あれはなんて言っちゃいけませんけれども、最近はかなり客観化されて  
いるんですか。

石川教育長 いや、ほとんど変わらないと思いますけどね。変わってないですよ基本  
的には。ただ、その保存期間が変わっている部分はありますよね。学籍の記録はずっ  
と残すようになっているでしょう。20年。

小田原委員長 昔、性向評定とかいうようなのがあったけど、あれは消えるんですか。

石川教育長 あれは5年。

小田原委員長 20年と5年というふうに分かれたわけですが。

石川教育長 学籍の記録と指導の記録を分けている。

小田原委員長 難しいとこですけど、それは、最近の動きとしては教科の成績だけじゃ  
なくて、先ほどは人物という言い方をしたけど、人物というのは非常に難しいんだけ  
れども、そういう意欲とか健康も含めて人物を見ていくということがありますね。

水崎委員 八王子市奨学資金支給条例というのがあると思うんですね。あと、条例施行

規則というのがあるんですけども、そこで目的というところに書かれているものとか、あと、決定の基準というもので書かれているものとか、そこら辺は詳しく載っていると思うんで、やはりそこら辺をじっくり見ながら、今後奨学金のあり方というのを考えていく必要があるのかなと思いますので、御検討のほうをお願いしたいなと思います。

小田原委員長 検討するって、何を検討するの。

水崎委員 検討というか、例えば額についてとか、そういう決定基準についてとか、このままずっと行っていいのか、それとも見直す必要があるのかということも含めて検討して行ってほしいということです。

小田原委員長 僕は、見直しを必要とするということであれば、どんどんふやすことだと思いますよ、奨学金というものは、なくすんじゃなくて。けども、財源がどこにあるのかということを見ると、私は基金をつくっていくべきだと、それには民間の寄附金等をもとにしていくべきだろうと、税金でやっていくということとは違うんじゃないかというふうに思うんですね。私の考えはそうなんです。見直しといたらそういうふうな方向で、なくすとかいうこととは違う。それは見直しではないんだというふうに思いますね。

そのほか、いかがですか。よろしいですか。

じゃ、特にないようでございますので、続いて学事課からお願いいたします。

海野学事課長 平成22年度学級編制の状況と学校選択制の結果がまとまりましたので御報告をいたします。

詳細につきましては、学事課、染谷主査から御報告いたします。

染谷学事課主査 それでは、学事課から平成22年度学級編制の概要と学校選択の結果について報告させていただきます。

お手元の資料に沿いまして御説明、御報告させていただきます。

まず1枚目、平成22年度学級編制の概要についてです。こちらの数字につきましては、通常学級部分の集計となっています。小学校、中学校、それぞれ右左に主な概要を掲載しております。

小学校につきましては、70校、児童数2万9,253人、学級数950学級となっております。これにつきましては、前年比で児童数が88名の減少、学級数につきましては10学級の増加となっております。

続きまして、中学校につきましては、38校、1万3,467人、学級数につきましては390学級となっております。対前年比では、生徒数で69名の減少。すみません。ミスプリントがありまして、「+」となっておりますが、「-」です。69名の減少となっております。学級数では1学級増となっております。

2番目に、学級数別学校数というところで、小・中それぞれの学級数の学校規模ごとに分類しています。

3と4につきましては、それぞれ児童数、生徒数が多い学校、少ない学校、上位3位までの学校について児童数、生徒数と学級数を掲載しています。

続きまして、2ページ目、小学校各学校の学級編制の状況でございます。通常学級以外につきましては、学校番号6番の下、第六小の日本語学級、30人、2学級となっております。学級維持利用校は、網かけの6校となっております。

次に、3ページ目、中学校の学級編制の状況でございます。通常学級以外といたしましては、学校番号5番の下の第五中の夜間学級、40人、3学級となっております。また、24番目の下、打越中の日本語学級、こちらは21名、2学級となっております。

なお、本年度から実施されました「小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配」というところにつきましては、まず2ページ目の小学校では、43番、由井第二小、47番、高嶺小、66番、下柚木小が該当しております。3校とも学級規模縮小を選択しました。

なお、3ページ目の中学校につきましては、33番目、宮上中ですね。こちらが教員加配を選択いたしました。

続きまして、4ページ目ですね。こちらは特別支援学級につきましてはの学級編制でございます。こちらの表につきましては、上段が小学校の固定学級、通級学級の順に表記しております。下段のほうが中学校の固定学級、通級学級の順で掲載しております。なお、通級学級、情緒学級につきましては、小学校においては、片倉台小、宮上小を開設しました。中学校の知的学級につきましては、由木中が開設しています。

学級編制についての報告は以上です。

続きまして、学校選択制の報告をいたします。

まず、5ページ目につきましては、全体の総括表となっております。

小学校につきましては、新入学児童数4,664人で、そのうち選択希望者が

693人おりました。割合としましては14.9%、対前年比で0.3の増加でございます。

中学校につきましては、新入学生徒4,419人、そのうち選択希望者が921人となっております。前年比で2.4%減少しまして、20.8%となっております。

なお、この減少の原因につきましては、21年度の1月から学齢簿の新システムの構築ができて、本来1月末に入学指定の後、選択という中で、本来的に指定校変更としてとらえるべきものを正確にとらえることができなかったため、学校選択の数値に入っている部分がありました。この部分が本年度は61件ありまして、その影響を換算しますと、1.4%となっております。これが影響しているかなというところと、もう一つは、本年度から都立の南多摩中等教育学校、こちらが開設しまして、こちらの八王子市からの入学者が51名、1.2%となりました。この2つを足しますと、2.6%となります。したがって、前年比とすると、ほぼ同じ率になったかなという検証になります。

選択理由の主なものにつきましては、小学校につきましては、上位から1番、兄弟が通っている、2番、通学の距離・安全、3番、子供の友人関係というところで、こちらにつきましては、選択制を導入してからほぼ同じような傾向が続いております。

中学校のほうにつきましても、同様の選択アンケートをして、上位から1番、子供の友人関係、2番、兄弟が通っている、3番、通学の距離・安全、こちらも同じような傾向が続いております。

平成16年の導入から7年たちまして、スタート時が小学校が9.6%、中学校が13.4%ぐらいからスタートいたしまして、毎年1%程度の伸びとなっておりますが、今年度、数字が落ちつきまして、頭打ちになったという傾向があらわれております。

なお、一昨年からはじめたアンケートの中で、各小学校の丸の中では一番下、中学でも一番下に、通学の距離というアンケートをとりました。指定校のほうに近い、選択校のほうに近い、どちらも同じぐらい、そういった中では、距離を意識して選んだのが、小学校が80%程度、中学につきましては70%程度という傾向が続いております。

続きまして、6ページ、受け入れ教室の不足から、学校番号10番、十小、17番、横山第一小、48番、みなみ野小、49番、みなみ野君田小、50番、七国小、

53番、由木中央小、54番、由木東小、68番、長池小、69番、鑓水小が、選択の除外となっております。

なお、許可校を含む集計と許可校を除く集計、また、右側のほうに前年と同じ統計を掲載しております。

続きまして、7ページの中学校の集計でございます。36番の松木中学校は、やはり受け入れ教室の不足から除外となっております。

学校選択制についての報告は以上です。

小田原委員長 学事課からの説明は終わりました。

本件について、何か御質疑、御意見ございませんか。

和田委員 ちょっと意味を教えてくださいんですけど、最初に出ていた表の中の学級編制同意協議というのはどういうことですか。

小田原委員長 これはどういう意味ですか。

染谷学事課主査 学級編制につきましては、東京都の同意を得られませんかと学級数が決められませんでしたので、その協議として、4月7日現在でこの数字で学級数の協議をさせていただきます。

和田委員 東京都のそういう認定を受けるためってということですか、承認を受けるため。

染谷学事課主査 はい、そうです。

和田委員 なるほど。

小田原委員長 そのほかはいかがですか。

和田委員 これは学事課になるのか指導課のほうになるかわからないんですけども、この学校選択制の成果という点において、この数値をどういうふうに理解しているのか、その辺の見解をちょっと聞かせてもらいたいなというふうに思っているんですが、要するに、ここに上げられている学校選択制の数値を見る限りにおいては、選択を保護者が選択する権利自身については、それは私は大事なことだと思っているんだけど、行政として考えたときに、学校の活性化であるとか、教員の意識改革であるとか、あるいはその教育内容を、あるいは学校状況を理由にして学校選択していくという、そういう考え方が根本にあるはずだと思うんですね。ところが、実際にこれを見ても、そういう学校の特色だとか教育活動の評価というよりも、個人的な理由、あるいは物理的な理由、通学時間だとか、そういうようなものを前提にしている状況が続いているんじゃないかと思うんですね。

そういうことについて、この学校選択制が、学校教育の向上や教員の意識改革につながっていると考えているのか、あるいはその辺の成果としてはどういう見解を持っているのか、その辺のところをちょっと教えていただきたいなというふうに思っています。

海野学事課長 選択制の検証につきましては、昨年12月でしょうか、冊子のほうにまとめて整理をしております。その中でも幾つか整理をしたところがございます。

選択制の本来の趣旨は、学習者がみずから学習する場を選ぶということを可能とするというふうな意味で本来的に学校を選べるような、それが改めて学校にとっては自分たちの教育活動を見直したり、それから開かれた学校づくりとか、特色のある学校をつくっていくということにつながっていくというふうな、そういうとらえ方をしたところですよ。

ただ、現実的に、これまで保護者が選択しているアンケート結果によりますと、そういう兄弟が卒業したからとか、あるいは近いからというふうな、そのどちらかという、特色のある活動とかっていうふうな学校状況というよりも、委員さんから御指摘があったような個人的な選択というふうなことがずっと続いているということは十分認識しているところです。

ただ、中学校の校長先生方のアンケート等の中でも、やはり選択制によって教員の意識が変化している面があったりとか、そういう特色のある教育活動に取り組むというふうな方向性も出てきているというふうな御意見もありまして、まだそれが十分保護者の中に選択の基準として生きていないという課題はあると思いますけれども、今後、より学校の特色のある活動等、保護者とのかかわり、あるいは地域とのかかわり等を進めていくことによって、よりそうした傾向を強めていくことができるのではないかとこのように考えています。

和田委員 それで、今のお話を聞いて思うことは、学校選択制が学校の教育活動の活性化につながるかということをやはり一つ観点として見た場合に、やはり学校によって、これだけ選ばれない、人数が30人とか50人とか70人とか、あるいは80人、90人規模の人数が減少している。この選択制によって減少しているということについて、逆に、その学校の規模を縮小することによって、活性化されていない学校が出てくるんじゃないか。つまり人数が減ってきて、本来は多くの子供たちの中で教育活動が行われるところが、人数が減少してきてしまったために、非常に学校としての

力が落ちてきている。

そういうような状況が出てきたときに、やはりある程度これに歯どめをかけていかないと、学校そのものが何かこう元気がなくなってしまうような状況もね。一方では、競争で一生懸命やろうという学校が出てくることは私もわかるんです。だけど、一方では、本当にいろんな個人的な条件によって選べることによって、その学校そのものの教育活動の活性化が失われていくような状況をちょっと懸念している部分もあって、やはりこの学校選択制の選ぶことについての権利を認めてはいきたいんだけど、その辺のところをやはり教育委員会としてどう考えるのかというあたりは、しっかり考えていかなきゃいけないんじゃないかということがまず1点。

2つ目は、今回、通学距離を出していただいた中で、中学などの場合には、35.8%ですか、その前は31.4%ですか、これが、学校を選択しているほうが近いという理由になっているんですよね。そうすると、これは八王子の状況から考えて、学区の切り方についてもいろいろ問題があるんでしょうけど、なかなか難しい部分もあるんでしょうけれども、こういうことが理由だとすると、何か学校選択制という方法よりも、学区の変更や、そういったようなものを含めながら学校規模をある程度維持していくようなところも考えていかなきゃいけないかなというふうに思うんですよね。

ですから、そういう意味で、私は、期待していた学校選択制が、期待していた学校の活性化でうまくいっているところといかないところが、学校の努力によるものではなくて、個人的な理由や物理的な条件によって活性化が停滞していくようなところについては、何らかの補強をしていかないと、人数が少なくなって、学校が元気がなくなるような状況が出てくるということを非常に懸念しているところなんです。

ですから、そういう意味で、これからことしの3月にも第三者評価のガイドラインなんかもできたわけですけども、教育委員会が行っているさまざまな行政施策についても、何かそれが本当に目的にかなった取り組みになっているのかどうかというあたりは、やはり我々も評価を受けていますよね、教育委員会を、外部からの評価も受けているわけですけども、そういった意味で客観的に見ていくようなことも必要じゃないかなというふうに考えている部分もあるので、これは意見ですので、また今後いろんなところでお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

本当に、本来であれば90人ぐらい来る、プラスして90人ぐらい来るような学校

が、その半分になってしまっているというところが、倍になるところが半分になってしまっているところの学校の活性化をどう図っていくかということも、導入した以上は、それを前提にしながら働きかけていくような施策もしていけないと、弱っていく、体力の弱っていく学校がどんどん弱っていったり、教員の意識も下がっていくところは下がっていったらうんじゃないかという心配はしております。

海野学事課長　やはり今御指摘いただいているところは、選択制の抱えている課題の一つとして認識しているところです。やはり学校が努力をしたにもかかわらず、その努力が十分反映されない形で選択されていくというふうな状況については、できるだけ前回の冊子の中でも学校の教育活動について十分地域や保護者に伝えていく手だてをいろいろ考えると、幾つかの教育委員会からも支援をしていく必要があるというようなところを認識しているところです。今後の課題として、市教委としても考えていきたいというふうに考えます。

小田原委員長　今の意見についていかがですか。

今の和田委員のお話に関しての意見を申し上げますと、私は、和田さんも認めているらっしゃる学習者の主体的な気持ちで学校は選ぶべきだという、これが基本だというふうに思っているんですけども、兄や姉が通っているとか、子供の友人関係というのは、これは一人一人確かめていかなければ何とも言えない部分というのがあるんですけども、これは学校の先生がどうだとか、あるいは特色ある教育活動がどうだとかってというのがかなり絡んでいる部分があるんじゃないかなというふうには思いますね。

どちらにするかと考えたときに、こっちでもいい、あっちでもいいといったときに、その上でこれが選ばれているということは、近いか遠いかはわかりませんが、こちらのほうに行きたい、お兄ちゃんが行っているから、お姉ちゃんが行っているから行きたいというふうになっていく。そのお兄ちゃん、お姉ちゃんはどのように選んだのかというと、こちらのほうが良いというふうについて、それがよかったからだろうというふうに思われる部分も考えられるわけですね。

通学の距離・安全とかいう部分については、この学区制そのものの問題になるわけですが、本来学区というのが必要なかどうかということになっていきますね。

だから、私は、学校というのは、これ例えば先ほどの南多摩の話がありましたけれども、南多摩の中等部ができれば、そちらに行きたいという子が出てくる。これは遠

い近いを問わず行くわけですから、そうすると、そういうようにその学区を本来設定しないで、行きたい学校を選んでいくというのは、これが学習者主体の私は学校制度だろうというふうに思っているんで、じゃ体力が弱ってくる、104名出て15名しか入ってこないというふうな学校が実際にあるわけですが、これはどうしてかということやはり考えていかなきゃいけないわけで、これを学校の校長を初め先生方がどういうふうに考えているかということと地域がどういうふうに考えているのかということ、やっぱり検証していかなきゃいけないだろうというふうに思いますよね。

減るべくして減ったのか、努力しているけれどもという課長の話があったけれども、どういう努力をして、それがどう伝わったのか、そこはもうちょっと見ていかないといけないだろうというふうに思います。地域運営学校がさらに進んでいけば、この学校選択制の問題というのは、おのずから解決していこうというふうに思いますけどね。私はそんなふうに考えています。

和田委員　今の意見について、私なりに見解を言わせていただければ、例えば選択理由のアンケートが重複回答になっているんですよね。ということは、要するに、学校の特色ある教育活動を選んでもいいし、選ぶこともできるし、それから兄弟が通っているというところも、両方選べる状況になっているアンケートであるということを考えてときに、それがその中身として学校の特色ある教育も含まれているんじゃないかっていう、そういうとらえ方をするのは、ちょっとこのアンケートの性格からすると、そういうことではなくて、やっぱりそこに対しての評価がないということになってくるのではないかなというふうに思っていますね。

それからもう一つは、やっぱり義務教育学校については、学校制度、学制の要するに学校制度の属性がすごい強いんですね。つまり、法律に定められたりとか、学習指導要領に定められたりとか、そういうようないろんな限定されている中で特色が出しにくい。それに対して、南多摩の中等教育学校というのは、そこから抜け出している、そういう教育制度ですよ。要するに、その属性を離れていくような、そういう教育制度なんですね。学校制度なんですね。

そうなってくると、いろんなことができるんだけど、ところが、小・中学校のような義務教育学校というのは、かなりそういう制約がある中で、予算的にも教育内容についても制約がある中で選択をさせるということに対して、非常に気の毒な思いがあるのと、それから学校の先ほど課長のお話にあったように、学校が努力している

かどうかということがなかなか見えにくい部分があるので、やはり見ていかななくてはいけないし、その経過を見ていなきゃいけないんですけれども、やはりこの小・中学校に学校選択制を入れるということの課題は、これから出てくるだろうし、学校によっては、もうある程度の精査ができたところで、その制度を取りやめていくという地域も出てきているので、今後の大きな課題になっていくのではないかと思います。

ただ、私は、委員長がおっしゃっているように、保護者がいろんな形態の学校や学校を選ぶという権利だけは当然あるというふうに思っていますので、その中で教育委員会が学校をどう支援していくのかということをやっていかないと、制度はつくったけれども、学校の元気のなくなってしまう学校に対して何もしないということになってくると、やはりそれは教育委員会としての施策的な問題というか、支援の足りなさみたいなものを指摘されるようなところが出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますね。

だから、先ほどもちょっと指導課の話もあるんじゃないかって申し上げたのは、ただこういう制度を導入すればいいんじゃないかって、じゃ実際に学校がどういう内容の教育活動をしているのかということとあわせてこういうデータの中に入れていかないと、学校の努力をきちっと認めてあげて、だけど、実際は個人的な理由なんだっていうところをきちっと見ていただけないと、学校自身も気の毒なような気がしますけどね。

小田原委員長 指導課、何かありますか。

豊田指導課長 指導担当も一緒です。今、和田委員とか、小田原委員長のお話を伺いながら、やはり教育委員会がその学校を元気にするためにあるとすれば、やはりつくった制度についてきちんと責任を持っていくことが大変大切なことだなということを改めて考えさせていただきました。

その中で、指導課としてまずできることは、各学校の努力をきちっと見取っていくこと、そのことと、この学校選択制の集計結果を見ていく中で、それを取りまとめた全体のその傾向ということではなくて、個々の学校内の増減であるとか、その辺の要因をきちっと探っていくことによって、改善の糸口というのが見えてくるのではないかなというふうに思っています。

生徒自体をどうしていくかということについては、その部分について十分検証していく必要があるというふうに思いますけれども、方向性として、やはり学校が元気に

なり、教育活動が活性化していくということを大切に考えながら、学校をしっかり見ていきたいということです。

以上です。

小田原委員長　いかがですか。

この学校選択制の本年度の結果についての報告についてですが、先ほどの和田委員の属性の問題があるんですが、この制度は中途半端なんです、実はね。文科省が学校選択制を認めるようになったで終わっているわけで、学区制度そのものをどうするか、国の法律を全面的に考える、これを進めていくことは一つの方法、方策というのかなと考えているんですけどね。

例えば、学習指導要領は、縛りなのか、最低限なのかという話なんですけど、また教科書、大変な作業を控えているわけですけども、ああいうのが動くことによって、学校が動く、動かざるを得ないという、その弱みが学校はあるわけですけど、何をやってもいいんだというのは、非常に難しい言い方になっちゃうんですけども、教育長がよく言っている、その校長が、自分がこういう学校にしたいんだということをとにかくやって、手を挙げてどんどん進めてみると、責任は教育委員会が持つんだからという、そういう話をしていきたいというふうに思うんですけどね。

だから、学校は法律でできているわけだから、できない部分というのは当然あるわけですけども、その縛りをできるだけなくしていきたい。ここら辺が一つのきっかけだというふうに私は考えているんですけどね。

だから、規模が小さくなっていく学校に対して、どうしてそうなるのかということから活性化に結びつけていかなきゃいけないだろうと。例えば、オランダあたりの話を伺うと、細かい話で、行ったこともないんでわかりませんが、こういう制度が進んでいくことによって学校がなくなるということは起こっていないというんです。だから、それはそうあるべきだろうというふうに思いますので、そういう方向を考えていきたいとは思っています。

和田委員　私が学校を擁護している意味で先ほどから発言しているんじゃないんです。

というのは、やはり先ほど申し上げたように、小学校、中学校というのは、いろいろな法律とか、そういう学習指導要領なんかには縛られる、属性があるという話をしたんですけども、それを打ち破るために、八王子市の教育委員会としては小中一貫校を推進しようとしているわけですよ。だから、今までの小・中の別になっていたとこ

ろの接続をうまくしたりとか、小・中が一緒になって安心していける学校をつくろうということの一つ提案している。

一方では、地域運営学校の中で、地域の方がいろんな学校への思いを取り入れるような制度を取り入れましょうということをやっているわけだから、その属性を少しずつ特色を出すような形で離れてきてるわけですね。離れながら作り、学校をつくりましょうという提案も我々はしているわけだから、教育委員会が選択制を導入するのとあわせて、小中一貫の推進をもうちょっと進めなきゃいけないだろうし、地域運営学校の中身としてもきちんやって、どうだっていう、それを、こういう学校をつくっているんだけどっていうところをもっと学校も頑張ってもらいたいという、そういう意味でも申し上げているんですね。

だから、この選択制そのものがだめとか言っているんじゃないで、やはりそれに対して、今八王子がやっているいろんな施策も推進していかなくちゃいけないし、学校がそういう元気になったり特色を出すような、そういう活動を推進するようにしていくためには今後どうしたらいいのかというのをやっぱり一緒に考えていかなくちゃいけないんじゃないかという、そういう意味で申し上げている部分もあるので、この結果を見ると、このままではいけないなということ強く感じる部分もあるものですから、ちょっと申し上げておきたい。

小田原委員長　よろしいですか。

川上委員　同じことをちょっとよろしいですか。こういうふうなところが報告があるのは、一つ一つの制度についての報告でありまして、先ほどのアンケートのとり方というのは、もう事前にいただいたあれのときは随分びっくりしたところもあるんです。今までもそうでしたけど、結局、結果としてぼやけるというふうなことはちょっと感じてはいたんですね。

いろんなことを細かく、一つ一つの制度を生かすためには、その全部の今ある制度の連携というかしら、今和田委員がおっしゃったように、全体を見渡して、どうバランスがとれているかというところを見ないといけないのではないかな。個々に一つずつ言えば、転出が多くて小さくなった、学校が活性化しない、活性化につながらないという考え方もありますけど、小さくなったからこそできるという活性化の逆の活性化ということもある。特色というものが出てくるかなとか、一つ一つについて言えば、幾らでも方法とか結果を求めることはできるし、目標を立てることもできると思いま

すが、それが一つ一つが幾らすばらしくても、全体としてバランスがとれないようなことであれば、私は、八王子としては余り、何ていうかしら、力っていうかしら、力って言うとおかしいですけど、教育の原点から考えても、何かちょっとばらつきがあるよっていうふうに思います。

ですから、教育って本当は何なんだろうということをまず第一に掲げて、それでの、それからの制度なのではないかなというふうに思います。それぞれの権利ですとか、何かもう先ほどから出ているようなことも含めてのことではないかなというふうに思いますが、もう一回、全体を見渡して、一つ一つについて検証するとかということを考えてほうがいいのかというふうに思いますけど。

小田原委員長 それはどうですか。

総体的に考えていかなきゃいけない。個々別々ではなくて、ばらばらに見えるけれども、私は、その総体的に進められている、その一つ一つの施策だろうというふうに、前に意見交換会のおきにお話ししたんですけどね。その最終的には、地域運営学校ができれば、こういう問題、今心配しているような問題はなくなるだろうというふうに思っていますね。そのために、今こういうことを進めていっているんじゃないかなと、こう思っているんですけどね。

海野学事課長 実はよく、これまで選択制と地域運営学校と小中一貫教育というのが整合性がとれてないんじゃないかという御指摘をたくさんいただいていたんですけども、私は個人的には逆だろうというふうに思っているんですね。

選択制のさまざまな課題を解決していくために、地域運営学校があり、小中一貫教育があるんであって、やっぱりそれがあつた制度として熟成してきた段階では、その地域の中で、外から入つてきた人も、あるいは中から出ていった人も含めて、地域として教育を進めていこうというふうな、そういうことが可能になっていくんじゃないか、今はその過渡期という中でいろいろな課題が出てきているというふうな印象を持っています。

ですから、この後、地域運営学校になっている学校での選択制の動きとかつていうのも少し注目をしながら考えていきたいというふうに思います。

小田原委員長 ということで、方向性を確かめつつ、こういうそれぞれの施策について点検していくということで、よろしゅうございますか。

それでは、学事課の報告は以上ということで、続けて生涯学習総務課から御報告願

います。

桑原生涯学習総務課長　それでは、「はちおうじ出前講座」の実施について御報告します。

本年度も、ここで準備が整いましたので実施することとなりました。市役所及び他の官公署、事業所を含めて、124事業になります。

詳細については、前田主査から御報告します。

前田生涯学習総務課主査　それでは、出前講座について御報告させていただきます。

この出前講座につきましては、市民で構成するグループや団体が主催する学習会などに市の職員などが出向いて、職員の専門知識を生かした担当事業についての講義を行い、市民の生涯学習に対する支援と意識の向上を図るとともに、市政に関する理解を深めていただくことを目的に、平成10年10月から68の講座で開始いたしました。

その後、毎年講座数を増やし、今年度は昨年に比べ4講座増加し、124の講座を提供することになりました。

市民の皆様には、5月15日号の広報「はちおうじ」、あるいはホームページなどで御案内し、お手元に配付しておりますクリーム色の平成22年度版の冊子を市役所の事務所、あるいは市民センターなど市の関連施設で配布する予定となっております。

実施結果のほうですけれども、件数、人数、メニュー数などはここに明記しておりますが、平成20年度の実施件数の上位の分野で申しますと、市役所編で安全、保健・福祉、環境という順番となっており、官公署・企業編では交通、防災、少年非行防止という順位となっております。

そして、平成22年度の新規講座でございますけれども、「認知症サポーター養成講座」、これは高齢者支援課の担当になります。そして、「～「健康」の判断を何でしていますか～特定健診結果から考える「健康と生活」」、地域医療推進課などが主なものとなっております。

御報告は以上でございます。

小田原委員長　生涯学習総務課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見はございませんか。

和田委員　廃止をしている事業などのその基準というか、その見直しをしている中で廃止をしてしまったところがありますよね。それはどういう根拠なんですか。一つ例を

挙げてもらっても構わないんですけど。

前田生涯学習総務課主査　例えばインフルエンザ、昨年の講座の中では、保健のところでインフルエンザの講座というものが、「新型インフルエンザの発生に備えて」というようなものがあつたんですけれども、こちらはある一定程度落ちついてきたということで、その講座は、保健所、保健総務課のほうで担当していたものでございますけれども、それはもう廃止というような形になっております。

和田委員　この講座は、緊急対策用の講座だったんですか。そういう新型インフルエンザがこれから予測されるというための緊急対応型のものだったんですか。これからもいろいろな形での新型インフルエンザのかわりにいろんなのが出てくるわけなんですけれども、そういうことに対しての一般的な講座ではなかったんですか。

前田生涯学習総務課主査　保健所の判断のほう、生涯学習総務課のほうの判断といたしましては、ある程度その新型インフルエンザという短期的な考えの中での講座で、ある程度その辺の周知が、マスコミ等でもいろいろ新型インフルエンザについてのものが周知できてきたということで多分取り下げたのではないかというふうに考えております。

和田委員　「検察庁の役割」なんかも廃止になっていますよね。

小田原委員長　これ、今のインフルエンザも検察庁もそうなんでしょうけれども、考え方として、もう一回ちょっと考えなきゃいけないと思いますよ。単に廃止していいものなのかどうかね。

出前講座の本来の意味は何かっていうことを考えたときに、これは啓蒙的な部分もあるわけでしょう。積極的に出かけていきますよということですから、そうすると、ないからやめるんじゃないくて、あるいはインフルエンザが落ちついてきたと言うけれども、その大したことなかったというだけで終わっているわけで、実際にはまだ本格的な何か新しい新型のインフルエンザがやってくるかもしれないわけですよ。そういうのに、またことしはやりそうだから慌てて何かやるというんじゃないくて、やっぱりふだんから備えていかなきゃいけない部分だろうというふうに思いますよね。

だから、役割は、ただその備えてじゃなくて、そのさらに進める中身にして、なくすんじゃない方向というのがあるべきだろうと、うちが言う話じゃないかもしれないけど、うちから言ってって、いい話にしないといけないんじゃないですかね。

桑原生涯学習総務課長　委員長がおっしゃるように、庁内全体で、その3月ごろ、来年

の出前講座というのをどの程度やるかということ募集して、各所管が判断をして出してくる。ですから、当然世相ですとか、そういうものに合ったものも出てきますし、逆に、ある程度やったものは各所管がスクラップしたりするということもございます。

そういう中で、こういうものは入れといたほうがいいんじゃないかとか、そういうことは今後また各所管とも調整をしていきたいと思いますが、基本的には、結果的にまとめて出したということございまして、所管が判断しているところもございまして、その辺は、うちのほうとしてもある程度アドバイスの的にできることは今後も考えていきたいと思っています。

和田委員 検察庁のところ廃止したのは、検察審査会、そういう今話題になっているものを逆に入れるべきじゃないかと思うんですね。

小田原委員長 これは、うちが主体になってやってるんでしたっけね。これ、何とか会議みたいなものがあるんでしたっけ。

桑原生涯学習総務課長 いえ、出前講座そのものは要綱がございまして、私どもが全庁的に取りまとめると。

小田原委員長 うちがまとめるといふ……

桑原生涯学習総務課長 取りまとめるといふことです。はい。

小田原委員長 そしたら、積極的に発言していいんじゃない。

桑原生涯学習総務課長 ただ、実質的な実施につきましては、例えば必要な団体が直接そこに連絡してやりとりをするということになっております。啓発とか、そういうPRとかというのは我々がしていると。

小田原委員長 はい。ほかによろしいですか。

川上委員 すみません。PRとか取りまとめをしているというから、講座にたくさん来ていただけるようにするのが、もうこちらのあれですか。でしたら、やはり講座名とか、そこに書いてあるものというものに対するのは、ちょっとごらんになるわけですよ。

ちょっと昔からのお役所仕事という言葉があったように、問い合わせがなければしなかったというのは昔のお役所のあり方だったんですね。聞かれれば答えますけど、そうじゃなくて、これは反対のことですよ。出前講座という、こういうことをしています、こういうことがあります、制度なり何なりを御紹介しましょうと、おわかりいただきましょうということですから、今ちょっと私、新聞紙上でも記事

になっていますし、今の和田委員からもそういうのを進めたらということで、時代的なこともあるけど、高額医療のことですね。ここに高齢者医療のことは書いてあるんですが、高額医療というのは、いろいろなことで話題になっていることですね。各新聞でも取り上げられていますけれども、「国民健康保険のしくみ」というところで、ここに書いてありますので、こういうときにも一つそういう言葉を入れてあげると、皆さん御興味あるし、ほとんどの方がそういう制度があることを御存じなかったということで、大変なことになっているような状況が今ありますので、そういうことも、一つ制度なんですけれど、制度のあらましと事例説明だけで、制度のときにそこを一つ入れてあげるとか、そういう親切さというものが一つあっていいと。

それから、これは「講座名」って書いてありますけれど、こちらの「はちおうじ出前講座について」というところには「メニュー数」というふうに書いてありますが、このメニューというのは何でございますか。

前田生涯学習総務課主査　このメニュー数というのは、この講座の中の講座数を書くことになっています。

川上委員　講座数ではいけませんか。ここだけ初めてメニューというふうな言葉が出てくるので、今はメニューという言葉が非常にはやっていますけれども、一つのことをずっと伝え続けるということは、同じ言葉で続けたほうがよろしいかと、こちらとも合わないの、ここにどこにもメニューって書いてないものですから、ちょっとそのことだけ。

小田原委員長　メニューって何、講座数と言うけど、件数が講座数じゃないんですか。

前田生涯学習総務課主査　件数につきましては、実施された件数、実際に行った件数になっておりまして、メニュー数というのが、提供している講座数という意味合いで使い分けていたんですけれども。

小田原委員長　講座番号の講座の数なんですね。

前田生涯学習総務課主査　そうです。ですから、来年の報告の中では講座数という形で直していきたいと思います。

桑原生涯学習総務課長　件数、人数につきましては、これは実施の実績ということでしております。

小田原委員長　そういう言い方に変えていただいたら、ついでに言うと、「NEW」というのがあるんですが、これも新しいということなんだろうけど、新規講座のことね。

前田生涯学習総務課主査 はい、そのとおりです。

小田原委員長 電力会社にいろいろ言う話でもないかもしれないけれども、その学校での太陽光発電を進めているわけでしょう。だから、そういうようなので、これは東京電力がやるのかどうかかわからないけれども、もし進めるとすれば、そういう講座とかはあっていいんじゃないかなとは思いますが、いろいろこうあると思いますので、そのほかいかがですか。

和田委員 今申し上げたのは、やっぱりスクラップ・アンド・ビルドという考え方で、やっぱり今タイムリーに必要なものを入れていくという考え方で私はいいと思いますし、私は精査してもいいと思うんですが、ただ、考え方として、今なくなっちゃったからいいというふうにやめてしまうということをやはりもうちょっと慎重に考えていく必要もあるんじゃないかなということがあると思うんですね。

それからあと、今、これ講座が同じものがこう継続されているんですけど、同じ講座だから同じ内容じゃないですよ。というのは、これは私が苦い思いをしたのがあって、学校にいたときに、薬物乱用防止教室というような、そういうことを学校に警察から来てやっていただいたんです。それから、そのときに持ってきたビデオが全く前のときと同じものを持ってきて、保護者を集めても、警察は同じものを持ってきて、同じ話をしているんですよ。

だからつまり、やっぱり大方お願いすることになるのかどうかわかりませんが、やっぱり工夫してもらおうということをやらないと、逆に言うと、どんどん参加者が減ってくると、じゃそれは要らないのかという話になってきちゃうので、それは参加者の問題じゃなくて、講座の中身の問題なので、そこを間違ってしまうと、数が少なくなったからやめるとか、こういう話になってきちゃうと、それはちょっと観点が違ってくるんじゃないかなという思いがありますけどね。ちょっと意見として申し上げたんですが。

桑原生涯学習総務課長 ことはこれで提供しますが、また今のような意見を来年度冒頭でいろいろ募集時期に、今のような御意見を文書の中に入れて、各所管にその辺をよく精査して出すようにということで進めてまいりたいと思います。

小田原委員長 その基本的なことは基本として提示していかなくちゃいけないわけで、これはダブる部分というのはあるんだけど、そのやり方、方法は毎年新しい形、新しいっていうのかな。その材料はいろいろそろえていく。できる話ですから、そうい

う点検もまた必要になってくるということですね。常に必要な点検、検証が望まれるということだろうと思いますので、よろしくをお願いします。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

じゃ、特にないようでございますので、生涯学習総務課の報告は以上ということで終わります。

では、引き続いて、何か報告する事項等はございますか。

坂倉学校教育部長 特にございません。

小田原委員長 特にございません。特にないようでございますので、委員の皆様から何かございませんか。

和田委員 これまた機会を見てからで結構なんですけど、土曜日の授業を実施している学校の賛否両論あって、いろいろ意見が出ていると思うので、やっている実施の状況を別の機会に教えていただくとありがたいんです。土曜日開設することによって、学校が非常にやりやすくなったとか、あるいは課題となっている部分なんかがあったら、また教えていただければなと思っております。

小田原委員長 それにあわせて言えば、夏休みを短くしている学校もあるでしょう。

佐島学校教育部指導担当部長 長期休業中の授業実施ですね。

小田原委員長 はい。そういうようなところも含めて御報告いただければと思います。

そのほかはいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 じゃ、特にないようでございますので、以上で本定例会の議事日程はすべて終了いたしました。これをもちまして本定例会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

【午前10時17分閉会】